

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成十七年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五条第一項中「四十万円」を「二十四万円」に、「十年」を「六年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（以下「旧法」という。）による特別弔慰金で平成二十一年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者について旧法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、当

該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日  
は、平成二十一年十月一日とする。

## 理由

平成十七年四月一日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。